

令和 8 年度 第 1 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和8年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和8年4月30日（木） 14：45～15：30	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	4 村上 浩司 8 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 7 名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書記 永村 由美 書記 岡原 健郎 書記 小山内 紘介 書記 脊戸土井 淳		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	1 番 山田 隆見 4 番 下河内 昭博		
提出議題	議事 諸報告 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明の申請について 議案第5号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について 協議事項		

1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和8年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和8年度の第1回目の総会となります。事務局員の自己紹介につきましては、合同会議にて、事務局員それぞれが、あいさつをさせていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

本日の総会出席者数は9名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長

会長あいさつ

事務局長

ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく願います。

2 議事録署名者の指名について

議 長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきまして1番の山田委員と2番の下河内委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、小山内、脊戸土井、岡原の5名の書記を指名します。

3 諸 報 告

議 長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事 務 局

本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

4つ目は、非農地証明の申請について。

5つ目は、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。

以上です。

議 長

日程第4の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事 務 局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和8年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A

住所、江田島市江田島町切串、職業、無職。

譲渡人 B 外 2 名
住所、東広島市高屋町
職業、パート。
所在地、能美町●●字○○__番__、面積は 409 m²。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は「空き家と併せて当該農地も有償で譲り受けることとした。所有権移転後は、ジャガイモ、インゲン豆を栽培する。」

譲渡人は「相続により兄弟が 1/3 ずつ共有で当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため、宅地建物と併せて有償で譲り渡す。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件につきまして、関係農業委員の室元委員の意見を伺いたいと思います。(6 番 室元委員)

室元委員 事務局が説明した通り、この農地は家と隣接している土地であり、何も問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全会一致。

議 長 ありがとうございます。全会一致で許可といたします。
事務局は次をお願いします。

事 務 局 番号 2、譲受人、C
住所、江田島市大柿町大君、職業、無職。

譲渡人、D
住所、江田島市大柿町大原、職業、無職。
所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は 195 m²。

申請理由は所有権の移転で、譲受人は「当該農地の近隣に居住しており耕作に都合が良いため、譲渡人からの申し入れを受けて有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の柑橘・梅の栽培を行う。」

譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

	御審議をお願いします。
議 長	2 番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。(7 番 中福委員)
中福委員	道路沿いの便利の良い土地で、耕作はすぐにでも始められる場所です。譲受人は高齢ではあるが、後継者もおられるとのことであり、問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全会一致
議 長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。 事務局は次をお願いします。
事 務 局	番号 3、譲受人、E 住所、広島市南区翠、職業、会社員。 譲渡人、F 住所、北海道釧路市東川町、職業、会社員。 所在地、江田島町〇〇__番__、面積は 100 m ² 。 申請理由は所有権の移転で、譲受人は「空き家を購入するにあたり、併せて当該農地の譲渡について合意が得られたため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の柑橘類を栽培する。」 譲渡人は「遠方に居住しており適正な管理が困難であることから、有償で譲り渡す。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	3 番の案件につきまして、私が関係委員となりますので説明します。(9 番 小原会長)
小原会長	家と併せて農地を譲り渡すということで問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。

議 長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全会一致。
議 長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
事 務 局	番号 4、譲受人、G 住所、江田島市沖美町岡大王、職業、無職。 譲渡人、H 住所、広島市西区井口、職業、パート。 所在地、沖美町●●字○○__番__ 外 1 筆、合計面積は 1,238 m²。 申請理由は所有権の移転で、譲受人は「農業を始めたいと考えていたところ、当該地の売買について合意が得られたため、無償で譲り受ける。所有権移転後は柑橘類と野菜を栽培する。」 譲渡人は「遠方に居住しており適正な管理が困難であることから、無償で譲り渡す。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	4 番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたと思います。(2 番 下河内委員)
下河内委員	非農地の様な農地部分も一部ありますが、大部分はすぐにでも耕作できる農地であり、譲受人が全て譲り受けて耕作されるとのことですので問題ないかと思います。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全会一致。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。
事 務 局	番号 5、譲受人、I 住所、江田島市能美町高田、職業、アルバイト。

	譲渡人、J 住所、兵庫県神戸市西区竹の台、職業、無職。 所在地、能美町●●字〇〇__番__、面積は 264 m²。 申請理由は所有権の移転で、譲受人は「空き家の購入に伴い、隣接する当該農地についても有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の人参、芋等の野菜を栽培する。」 譲渡人は「高齢で遠方に居住しており耕作困難であることから、空き家と併せて有償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議 長	5 番の案件につきまして、関係農業委員の室元委員の意見を伺いたと思います。(6 番 室元委員)
室元委員	譲受人は、当該農地の近隣に居住しており、現地確認の際に会えたが、まじめな方で頑張って耕作されると思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手
議 長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。 事務局は次をお願いします。
事 務 局	番号 6、譲受人、K 住所、安芸郡府中町柳ヶ丘、職業、会社役員。 譲渡人、L 住所、広島市南区霞、職業、無職。 所在地、沖美町●●字〇〇__番__、外 1 筆 合計面積は 471 m²。 申請理由は所有権の移転で、譲受人は「当該農地は、近隣に妻の実家があり、耕作に便利であるため、有償で譲り受ける。所有権移転後は自家消費用のほうれん草等の野菜を栽培する。」 譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており耕作困難であることから、有償で譲り渡す。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。

議 長	6 番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。(3 番 川尻委員)
川尻委員	事務局の説明の通り間違いないと思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全会一致
議 長	全会一致で許可といたします。 以上で 3 条の審議を終わりました。議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和 8 年 4 月 30 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号 1、申請人氏名、M、 住所、呉市音戸町早瀬。 所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は 66 m²。 登記簿地目、畑、現況、墓地。 申請理由は「当該地を相続により取得したが、前所有者の時に農地法の許可を得ないまま墓を建設して利用していた。この度、申請地周辺に太陽光発電設備の建設が計画され当該農地についても事業地として利用したいとの申し出が事業者からあり違反状態であることを認識した。地目を現況に正すため、始末書を添えて転用申請を行う。」 対象地は農振外で地目を墓地に転用予定です。 また、太陽光発電設備の建設は隣接地の林地開発許可見込が出次第申請するとのことです。また、墓地埋葬法の許可も現在、市役所地域支援課において申請中であり、許可見込との回答ももらっております。 以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議 長	この 1 番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。(7 番 中福委員)
中福委員	農地に墓を建ててしまっており、墓を残しながら地目を現況に正すため、許可せざるを得ないかと思います。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	事業地と書いてあるが、今回の墓の土地は事業地ではないのか。

事 務 局	墓が建っていた農地は1筆が大きく、墓の部分を分筆して66㎡に切り、残地を今後太陽光施設用地の事業地として転用予定です。この墓地は事業地ではありません。
委 員	分かりました。
議 長	その他御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全会一致。
議 長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。 以上で4条の審議を終わりました。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和8年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、譲受人、株式会社 N 代表取締役 O 住所、江田島市能美町。 譲渡人、P 住所、呉市音戸町。 所在地、大柿町●●字○○__、面積、293㎡。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「社員寮の建て替えに伴い、既存の駐車場が手狭になるため社員寮に隣接している当該農地を有償で譲り受け、駐車場として転用する。」 譲渡人は「この度、当該農地の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」 御審議をお願いします。
議 長	この案件につきましては、関係委員である村上委員欠席のため事務局は説明をお願いします。
事 務 局	当該土地は、以前は農地法の許可を得ずに建物が建っていましたが、この度解体を行い、有償で譲り渡し、駐車場として転用するため申請する内容になります。駐車場6台ほど止める予定で、残地について車の転回場所とする予定です。問題ないかと思います。

議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。 以上で5条の審議を終わりました。議案第4号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案4号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和8年4月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、申請人氏名、Q、 住所、広島市安佐南区伴南。 所在地、沖美町●●字○○__番 外2筆、合計面積は1,928㎡。 申請理由は「昭和59年に相続により当該農地を取得したが、昭和60年頃には適正な管理がされていないため、山林化していた。田畑に再生するのは困難であり、今回地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	1番の案件につきましては、関係農業委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。(3番 川尻委員)
川尻委員	事務局の説明の通り間違いありません。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
事 務 局	番号2、申請人氏名、R、 住所、兵庫県西宮市。 所在地、大柿町●●字○○__番__ 外2筆、合計面積は2,726㎡。 申請理由は「昭和20年に相続により当該農地を取得したが、昭和40年頃から適正な管理ができなくなり山林化してしまった。田畑に再生するのは困難であり、今回、地目変更登記を行うため申請する。」

	以上、御審議をお願いします。
議 長	2 番の案件につきましては、関係農業委員である村上委員欠席のため事務局は説明をお願いします。
事 務 局	現地を見に行きましたが、進入することができず航空写真で上からの現況は山林化しており、非農地で問題ないかと思います。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。この 2 番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。以上で非農地証明の審議を終了しまして、議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、江田島市長から農用地集積等促進計画原案の意見聴取について依頼があったので、農業委員会の意見を求める。 令和 8 年 4 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、所在地 沖美町●●字○○__番__、現況地目、田、合計面積 552 ㎡、貸手氏名、S、住所、広島市西区、権利の種類、所有権、借手氏名、一般財団法人 T 理事長 U、住所、広島市中区、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、畑、始期 公告日の翌日、終期 令和 36 年 12 月 31 日。 番号 2、所在地 沖美町●●字○○__番__、現況地目、畑、合計面積 202 ㎡、貸手氏名、V、住所、広島市中区、権利の種類、所有権、借手氏名、一般財団法人 T 理事長 U、住所、広島市中区、利用権の種類、使用貸借権、利用権の内容、畑、始期 公告日の翌日、終期 令和 36 年 12 月 31 日。 機構関連農地整備事業の造成予定地で整備後には（株）V がレモンを栽培する予定です。今回は、自己使用地分を分筆して中間管理権を設定するものです。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	本議案について、何か御意見等ございませんか。
委 員	説明の中で分からなかったのですが、造成して自己使用分を分筆して中間管理権を設定するとは、どういうことですか。

事務局	今の写真の二筆は、今年度から来年度にかけて造成をする農地であるが、一旦全筆を機構に貸し付けたところを、自分で使いたい農地を残してほしいとの申し出があり、換地処分では分筆ができるので、まず分筆を行いました。分筆した農地については造成はせずに換地から外れるが、残りの農地は造成を行います。
委員	2筆ともそうなのですか。
事務局	2筆ともになります。
委員	分かりました。
議長	何か御意見等ございませんか。
委員	無しの声あり
議長	採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で賛成といたします。以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。
事務局	特にありません。
議長	以上で本日の審議は終了します。